
ネーミングライツ導入に 関するガイドライン

令和 4 年 8 月
(令和 7 年 3 月改訂)
江戸川区

1 ネーミングライツの概要

(1) ネーミングライツとは

ネーミングライツとは、『契約により施設及びそれらの一部（以下「施設」という。）の名称に企業名や商品名等を冠した愛称や通称（以下「愛称」という。）を付与させる代わりに、命名権を取得した民間事業者等（以下「ネーミングライツ・パートナー」という。）から対価を得て、施設の運営及び維持管理に役立てるもの』です。ネーミングライツ導入後は愛称を使用とすることを基本とします。条例上の名称については変更せず、必要に応じて愛称と条例上の名称の併記や、条例上の名称を使用する等の対応ができるものとします。

(2) 目的

ネーミングライツの導入を通じて、新たな財源を得るとともに、ネーミングライツ・パートナーの支援により施設の魅力を高め、地域の活性化を図ります。

2 対象施設

(1) 対象とする施設

基本として区が保有または管理する全ての施設をネーミングライツ事業の対象とします。

(2) 対象外とする施設

次に掲げるものはネーミングライツ事業の対象外とします。

- ①区庁舎等、導入することで行政の公平性や中立性を損なうとの誤解を受けるおそれがある施設
- ②既存の名称が地域に親しまれ定着しているなどにより、誤解や混乱が生じるおそれ大きい施設
- ③歴史の由来や公募による選定など、名称の設定に特段の経緯、理由がある施設
- ④区立小学校など施設の性格上、導入することがふさわしくないと区が判断した施設

3 ネーミングライツの申込み

(1) 事前相談（問い合わせ）

提案内容の概要について、事前に電話でご相談ください。相談先は、本ガイドライン 5 ページ「6 問い合わせ・書類の提出先」をご確認ください。

(2) 提案申込書の提出

ネーミングライツ事業の導入にあたっては、民間事業者等から対象施設の提案を受け付けてネーミングライツ・パートナーの募集を行います。

① 対象施設の確認

ネーミングライツ事業の対象となりうる施設かどうか確認が必要なため、別紙「江戸川区ネーミングライツ提案申込書」（以下、「提案申込書」という）を作成の上、事前提案を行ってください。

※提案内容や施設の性質等から導入がふさわしくないと区が判断した場合には、ネーミングライツ・パートナーの候補者選定を行いません。

② 応募資格

募集の目的に賛同する法人とします。ただし、次のアからカまでに掲げる条件を全て満たしている法人であることとします。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。

イ 東京都又は江戸川区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けていないこと。

ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく民事再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。

エ 法人及びその代表者が、直近 1 年間に国税又は地方税を滞納していないこと。

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号及び江戸川区契約における暴力団等排除措置要綱（平成 23 年 10 月 1 日施行）別表の各号に掲げる措置要件に該当していないこと。

カ 原則として、江戸川区広告掲載取扱要綱（令和 4 年 8 月 5 日施行）第 2 条の規定に関する事業を実施していないこと。

② 提案内容

提案申込書には、次に掲げる事項を記載のうえ提案してください。

ア 希望施設（本ガイドライン 1 ページ「2.対象施設」を参照）

イ 愛称案

- ・法人名や商品名等を付与することが可能です。
- ・呼びやすさや親しみやすさを重視し、原則 20 文字以内で提案してください。
- ・施設の性格上、提案の愛称に名称の語句を含めるなど、一定の条件を付すことがあります。
- ・江戸川区広告掲載取扱要綱第 2 条に規定する内容を含む愛称は、原則として認めません。

ウ 提案金額

年額（消費税を含む。）を記載してください。提案された金額はあくまで参考額とします。

エ 希望期間

年単位で記載してください。なお、提案された期間はあくまで参考期間とします。

オ 施設の選定理由、応募の趣旨等

カ 提案事項

対象施設の利用促進や魅力向上等に寄与する取り組みに対する提案がある場合は記載してください。

③ 募集時期

随時、事前相談及び提案申込書を受け付けています。

④ 提出先

あらかじめ電話連絡のうえ、提案申込書を記入のうえ持参ください。連絡及び提出先は、本ガイドライン 5 ページ「6 問い合わせ・書類の提出先」をご確認ください。

(3) 募集要項の公表

提案申込書の受付後、施設の所管部署とネーミングライツの導入可否について協議を行います。導入可能な施設の場合、募集要項を作成し区ホームページに掲載します。

① 募集方法

公募によります。募集期間は 1 か月程度とします。

② 提出書類

次のアからクに掲げる書類は必須書類となります。対象となる施設に合わせて追加書類を求める場合があります、その際は募集要項に記載します。

ア ネーミングライツ・パートナー応募申込書

イ ネーミングライツ・パートナー企画提案書

ウ 法人の事業概要を記載した資料（会社案内等）

エ 法人の登記事項証明書（全部事項証明書）※発行日から 3 か月以内

オ 直近 3 か年の決算書（貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書等の財務諸表）

カ 直近の事業報告書

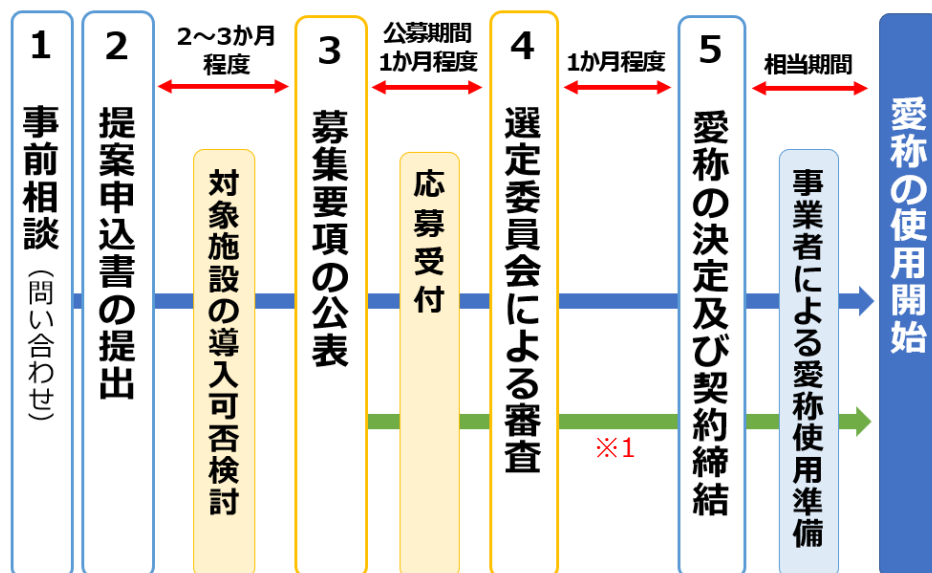
キ 法人の納税証明書（国税及び地方税の証明書）※発行日から 3 か月以内

ク 代表者の納税証明書（国税、都税及び区税の証明書）※発行日から 3 か月以内

(4) 手続きの流れ

① 事前相談から愛称使用開始までの流れは下図のとおりです。

（※下図の ←→ 期間は目安となります）



② なお、現にネーミングライツを導入する施設が契約を終了する場合、直後に実施する当該施設へのネーミングライツ・パートナー募集は、上記 3「募集要項の公表」から手続きを開始します。（※1）

4 パートナーの選定

(1) 評価について

選定に当たっては、原則、提出書類及びプレゼンテーションによる審査を行うものとし、最も高い評価を得た事業者を契約候補者として選定します。

(2) ネーミングライツ・パートナー選定委員会

区民及び経営コンサルタントによる外部委員と区職員によって構成されるネーミングライツ・パートナー選定委員会により審査を行います。

(3) ネーミングライツ・パートナーの選定基準

原則、次の選定基準に基づき審査を行います。選定基準の配点については、対象施設ごとに判断し募集要項に記載します。

※施設の特性に合わせ、審査項目を変更する場合があります。

【選定評価基準】

審査項目
応募金額（年額・期間）
区内での活動実績、今後提案していきたい地域貢献内容
親しみやすさ・呼びやすさ、施設のイメージに合っているか
経営の安定性（決算書）

(4) 失格条件

- ①選定基準による審査にて、総評価点の 50%に満たない場合
- ②提出書類に虚偽の記載をした場合
- ③本ガイドライン 2 ページに定める応募資格を失った場合
- ④審査の透明性・公平性を害する行為があった場合
- ⑤提出書類が期限を過ぎて提出された場合
- ⑥前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為があった場合

5 契約の締結

(1) 契約の締結

選定後、区とネーミングライツ・パートナーは、導入施設、愛称、ネーミングライツ料、契約期間、契約解除、不測の事態への対応等を協議した上で、ネーミングライツに関する契約を締結します。なお、利用者の混乱を避けるため、原則として契約期間内における愛称の変更はできないものとします。

(2) 費用負担

ネーミングライツ導入に伴う費用負担は、次の表のとおりとします。

区分	区	ネーミングライツパートナー
ネーミングライツ料		○
契約期間終了時の原状復帰		○
敷地内にある看板等の表示変更 ※1		○
敷地外の案内標識や道路標識の表示変更 ※1		○
パンフレット、封筒等の印刷物の表示変更 ※2		○
区ホームページ等の表示変更	○	

※1 看板等の設置、変更は、契約期間開始後に実施するものとし、撤去については、契約期間満了までに実施するものとします。ただし、ネーミングライツ・パートナーの責によらない事情で撤去が難しい場合は、区と協議を行うこととします。（本項目は今回改訂（令和7年3月）以降にネーミングライツ契約をする施設より適用する）
看板等の表示変更及び新規設置に当たっては、区や関係機関と変更可否を含めた事前協議を行うこととします。なお、東京都屋外広告物条例（昭和24年東京都条例第100号）等の関係法令を順守のうえ、ネーミングライツ・パートナーが必要な事務手続きを実施し、その費用を負担するものとします。

※2 既に印刷済みのパンフレット、封筒等については、残部数や切り替えの時期などを考慮し、区や関係機関と協議を行うこととします。

(3) 契約の解除

ネーミングライツ・パートナーの信用失墜行為等に伴い、対象施設又は事業のイメージが損なわれるおそれが生じた場合、区は契約を解除できるものとします。その場合における原状復帰に必要な費用はネーミングライツ・パートナーの負担とします。また、契約の解除に伴い、ネーミングライツ・パートナーに損害が発生した場合であっても、区は責任を負わないものとします。

6 問い合わせ・書類の提出先

提出の際は事前に電話連絡をお願いします。

江戸川区 新庁舎・施設整備部 財産活用課 調整係

所在地 〒132-8501

東京都江戸川区中央一丁目4番1号 江戸川区役所第三庁舎別館

電話 03-5662-9017（係直通）

ネーミングライツ導入に関するガイドライン

令和４年 ８月 発行

令和４年 10月 第１回改訂

令和５年 ２月 第２回改訂

令和５年 ５月 第３回改訂

令和６年 ５月 第４回改訂

令和７年 ３月 第５回改訂

発行 江戸川区 新庁舎・施設整備部 財産活用課 調整係

東京都江戸川区中央一丁目４番１号 江戸川区役所第三庁舎別館

電話 03-5662-9017（係直通）